



今年も梅雨入りした模様ですね。  
昨年はラニーニャ現象でしたが、今年はエルニーニョ現象の予測。  
大きな期間でこれらは入れ替わりしていて、エルニーニョ現象では、夏は冷夏・冬は暖冬となるそうです。今年の夏はマスクもとれて、昨年とは異なる夏の装いになるかもしれませんね。

## 今月のブログのまとめ

### ◆相続の準備メモ：株式・投資信託について

相続準備メモは相続の準備の第一歩です。  
今回のテーマは「相続準備メモの作成」株式・投資信託編です。



### ◆見守りサービスにはどんなものがあるか？

「見守りサービス」とは？具体的にどのようなサービスが提供されているのかまとめました。



### ◆介護・医療サービス職業従事者が感じるストレスについて

2023年3月に厚生労働省の調査結果から介護や医療サービス関連の仕事をしている方についてのストレスの有無をまとめました。



## 「チャット法律相談」 どうでしょう

弁護士ドットコムが「チャット法律相談」というサービスを5月12日にはじめた、というニュースがありましたので、早速使ってみました。

チャット法律相談(a)  
<https://chat.bengo4.com/>



ログイン画面ではなく、いきなり  
「こんにちは。チャット法律相談です。どうされましたか？」 と質問されました。  
そこで「遺言があっても遺産分割協議は有効ですか」と聞いてみます。

すると、30秒ほどで回答がありました！

遺言があっても、遺産分割協議は有効です。遺言は、遺言者が死亡した時点で効力を発揮し、遺産の分配を定めませんが、遺産分割協議は相続人間で遺産の分配について合意するものです。遺言がある場合でも、相続人が遺言に従って遺産分割協議を行うことができますし、遺言とは異なる分配について合意することも可能です。ただし、遺言によって定められた遺留分は守られるため、遺留分を侵害しない範囲での協議が必要です。遺産分割協議によって遺言と異なる分配が合意された場合、その合意が遺言よりも優先されます。

内容は一般的ではありますが、大まかには参考になりそうです。  
今のところは月5回まで無料だそうですので、お試し頂いても面白いと思います。

毎週土曜日  
無料の税金相談もやってます  
お気軽にお申し込みください



市川欽一税理士事務所 (編集長：市川)

大阪府大阪市北区東天満2-6-7 南森町東一号館  
電話：050-5435-3083/FAX：06-6356-3376